

# 大分県報

令和六年  
号外（二九）  
三月二十九日

（金曜日）

## 目次

### 警察本部訓令

大分県警察会計監査規程の一部改正	一
警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正	一
大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令の一部改正	一
大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正	一
保護取扱規程の一部改正	一

### ○警察本部訓令

#### 大分県警察本部訓令第10号

警察本部  
警察学校  
警察署

大分県警察会計監査規程（平成16年大分県警察本部訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大分県警察本部長 種田 英明

第2条の見出しを「（会計監査責任者）」に改め、同条第1項中「会計監査」の次に「の責任者」を加え、「が行うもの」を削り、同条第2項及び第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（監査実施者）

第2条の2 本部長は、警務部会計課長（以下「会計課長」という。）に会計監査を行わせるものとする。

2 会計課長は、会計監査を行うに当たり、補助者を置くことができる。

第7条中「会計監査実施担当者」を「会計課長」に改める。

#### 附則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

#### 大分県警察本部訓令第11号

警察学校  
警察署

警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（平成21年大分県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大分県警察本部長 種田 英明

別表第1の1の表の2の項の長い長の欄第1号及び第2号中「及び物品出納員」を「、物品出納員及び自動支払等分任出納員」に改め、同欄第11号中「第43条第1項」を「第43条」に改め、同欄第13号中「こと」の次に「（副署長等専決に係るものを除く。）」を加え、同欄第14号中「支払確認をし、証拠書類等に確認印を押印する」を「給与等支給明細書又は証拠となる文書に支払確認をする」に改め、同欄第15号中「第63条第1項本文」を「第63条第1項」に、「承認し、精算書」を「調査し、精算に係る文書」に改め、同欄第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号を第17号とし、同欄第19号中「又は振替通知書」を削り、同号を同欄第18号とし、同欄第20号を第19号とし、第21号から第31号までを1号ずつ繰り上げ、同欄第32号中「一件」を「1件」に改め、同号を同欄第31号とし、同欄第33号を第32号とし、第34号から第36号までを1号ずつ繰り上げ、同欄第37号中「証拠書類」を「証拠となる文書」に改め、同号を同欄第36号とし、同欄第38号を第37号とし、第39号から第45号までを1号ずつ繰り上げ、同項の副署長等の欄第2号中「第33条第4項」を「第33条第5項」に改め、同欄第6号中「送金取消蔵入組入報告書」を「送金取消しの報告」に改め、同欄第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同欄第6号の次に次の1号を加える。

（7）規則第56条第1項の規定に基づき、資金前渡職員を指定すること（5の表の支出負担行為の決裁事項が副署長等専決に係るものに限る。）。

別表第1の1の表の5の項の長い長の欄第6号中「こと」の次に「（副署長等専決に係るものを除く。）」を加え、同欄第12号中「書類」を「文書」に改め、同欄第41号中「一件」を「1件」に、「3,000万円」を「5,000万円」に、「検査をし」を「契約担当者による検査又は検査員の任命による検査をし」に改め、同欄第103号を第105号とし、第47号から第

102号までを2号ずつ繰り下げ、同欄第16号中「一件」を「1件」に、「3,000万円」を「5,000万円」に、「の確認を行い」を「を確認するための契約担当者による検査又は検査員の任命による検査をし」に改め、同号を同欄第47号とし、同号の次に次の1号を加える。  
 (48) 約款第38条第3項の規定に基づき、工事（1件の設計金額が5億円未満のものに限る。）の出来形部分等を確認するための検査依頼による検査をし、その結果を受注者に通知すること。

別表第1の1の表の5の項の長い欄中第45号を第46号とし、第42号から第44号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第41号の次に次の1号を加える。

(42) 約款第31条第2項の規定に基づき、工事（1件の設計金額が5億円未満のものに限る。）の完成を確認するための検査依頼による検査をし、その結果を受注者に通知すること。

別表第1の1の表の5の項の副署長等の欄中第12号を第13号とし、第1号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同欄に第1号として次の1号を加える。

(1) 規則第15条第1項の規定に基づき、検査員を命じ、又は検査を依頼すること（5の表の副署長等専決に係るものに限る。）。

別表第1の1の表の8の項の長い欄第1号中「第7条」を「第7条第1項」に、「直払品」を「集中調達品」に、「10万円」を「大分市内の長いにかいては20万円以上、大分市内以外の県内のかいにかいては50万円」に改め、同項の副署長等の欄第1号中「第7条」を「第7条第1項」に、「燃料及び直払品（需用費で購入する1件の契約における支出見込額が10万円未満のもの）」を「及び燃料」に改め、同欄に次の1号を加える。

(2) 規則第7条第1項の規定に基づき、規則別表第2の摘要欄に掲げられたものとして、集中調達品（需用費で購入する1件の契約における支出見込額が大分市内の長いにかいては20万円未満、大分市内以外の県内のかいにかいては50万円未満のもの）を用品要求すること。

別表第1の5の表の1の部の需用費の項中「購読同済のもの並びに用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係る」を「並びに購読同済の」に改め、同部の備品購入費の項中「及び用品調達特別会計で取り扱う用品の要求に係るもの」を削り、同表の注7中「支出負担行為決議書兼支出命令書」を「支出負担行為決議書兼支出命令」に改め、同表の注に次のように加える。

10 大分県会計規則第15条第4項に規定する事務に係る支出負担行為の決裁については、出納員の決裁とする。

別表第2第2号中「引継ぎ、」を「引き継ぎ、」に改め、同表第7号中「証拠書類」を

「証拠となる文書」に改め、同表第8号中「資金前渡精算書」を「精算に係る文書」に改め、同表第9号中「精算書」を「精算に係る文書」に改め、同表中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

**附 則**

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

**大分県警察本部訓令第12号**

警察本部  
警察学校  
警察署

大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大分県警察本部長 種田 英明

第3条第8項中「臨時的任用職員面談・人事評価調査」を「臨時的任用職員面談・能力評価調査」に改める。

第6条第1項中「臨時的任用職員面談・人事評価調査により、」を「臨時的任用職員面談・能力評価調査による評価その他」に改める。

第4号様式中「臨時的任用職員面談・人事評価調査」を「臨時的任用職員面談・能力評価調査」に、「●人事評価」を「●能力評価」に、「人事評価の」を「能力評価の」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

**大分県警察本部訓令第14号**

警察本部  
警察学校  
警察署

大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程（令和2年大分県警察本部訓令第26号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大分県警察本部長 種田 英明

第5条第9項中「会計年度任用職員面談・人事評価書」を「会計年度任用職員面談・能力評価書」に改める。

第9条中「又は法」を「又は」に改める。

第13条の見出し中「面接」を「面談」に改め、同条第1項中「会計年度任用職員面談・人事評価書により、」を「会計年度任用職員面談・能力評価書による評価その他」に改める。

第19条第2項第1号及び第3号中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第21条の次に次の5条を加える。

(勤勉手当基礎額)

**第21条の2** 第20条の規定は、報酬条例第4条の2第1項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、第20条中「第2条第9項」とあるのは、「第4条の2第1項」と読み替えるものとする。

(勤勉手当の支給割合)

**第21条の3** 報酬条例第4条の2第1項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合(同条において「期間率」という。)に第21条の6に規定する会計年度任用職員の勤務成績による割合(同条において「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

**第21条の4** 期間率は、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員としての勤務期間の区分に応じて、常勤職員の例により定める割合とする。

(勤勉手当の算定基礎となる勤務期間)

**第21条の5** 第21条の規定は、前条に規定する勤務期間について準用する。この場合において、第21条第1項中「報酬条例第2条第9項」とあるのは、「第21条の4」と読み替えるものとする。

(勤勉手当の成績率)

**第21条の6** 成績率は、100分の210以下の範囲内で、警務部長が定める。

第22条(見出しを含む。)中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第28条第2項中「第2条第4号イ(2)」を「第2条第5号イ(2)」に改め、同条第3項第2号中「同条第2号」を「同条第1号」に改める。

第8号様式中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第9号様式中「会計年度任用職員面談・人事評価書」を「会計年度任用職員面談・能力評価書」に、「●人事評価」を「●能力評価」に、「人事評価の」を「能力評価の」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

#### 大分県警察本部訓令第16号

警 察 署

保護取扱規程(昭和35年大分県警察本部訓令第17号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大分県警察本部長 種 田 英 明

第12条第1号中「第14号」を「第144号」に改める。

第20条第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第22条第1項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第13号までを2号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。